

新城市住宅用太陽熱高度利用システム 補助金制度のご案内

平成23年度

—平成23年度より、クリーンエネルギーを利用する補助対象を
太陽光発電のほかに「太陽熱高度利用システム」にも拡大しました—

太陽熱の潜在能力は非常に高く、ヨーロッパでは「眠れる巨人」として評価されています。国が「2020年までに温室効果ガス25%削減」との方針を掲げているなかで、本市がCO2などの削減をコントロールできる分野は非常に少なく、特に政令市、中核市に該当しない本市のような規模の自治体では「民生家庭部門」での削減対策が必要になっています。

この民生家庭部門においては、電気、ガソリンの使用に次いで「給湯」が温室効果ガスの排出量が多いとされています。そして、この給湯においては「低温熱需要」が大きく占める（利用される温水のほとんどが40～60℃程度）ため、太陽熱の適切な利用を進めることで家庭部門における大幅な温室効果ガス削減を目指します。

そのため、今までの太陽光発電施設設置に対する補助制度に加え、先進的な住宅用太陽熱高度利用システムに対する補助制度を予算の範囲内で開始します。

【問い合わせ】

新城市 環境部 環境課
〒441-1392 新城市字東入船6-1
電話 0536-23-7677(直通)
Eメール kankyoush@city.shinshiro.lg.jp

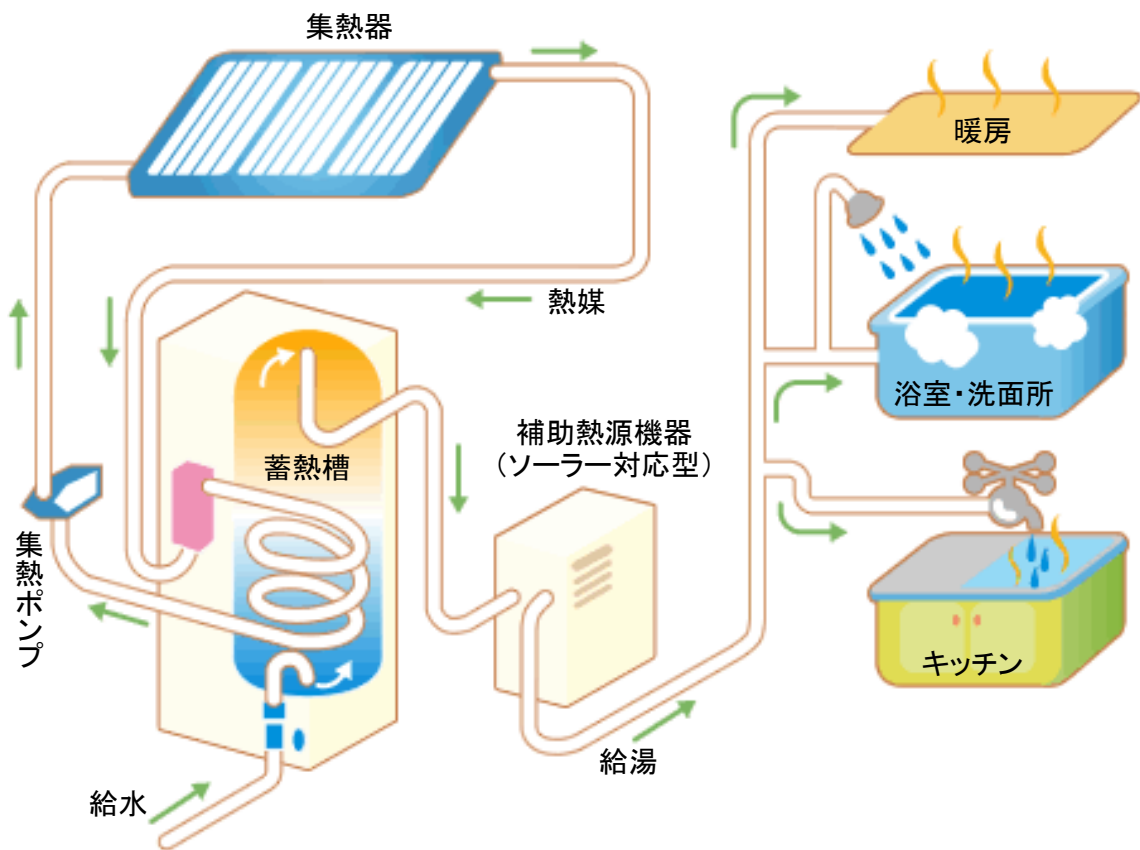
太陽熱高度利用システムについて

太陽熱を給湯および冷暖房等に利用する「ソーラーシステム」です。

住宅の屋根等に設置し、一定の集熱性能等が確認された不凍液などを強制循環させる太陽熱集熱器、蓄熱槽等によって構成されるものです。

ソーラーシステムのしくみは？

太陽熱で集熱器が一定の温度に達すると集熱ポンプが自動的に運転され、集熱回路の中の熱媒（不凍液など）を循環させ、蓄熱槽にお湯を蓄えます。天候等により集熱量が不十分な場合は、補助熱源機器で加温して給湯することや、暖房用配管、循環ポンプなどを備えて、温風暖房、床暖房などに使用する事も可能です。ソーラーシステムには、下図のような水式のほかに空気式もあり、それも補助対象となります。



出典：社団法人ソーラーシステム振興協会ホームページ

○通常の太陽熱温水器（自然循環型など）は、この制度の対象になりませんのでご注意ください。

○太陽熱利用システムは、一定の集熱性能等が確認された強制循環型のもの*が対象です。

※JIS A 4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できることが要件です。（蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113 に規定する「太陽蓄熱槽」と同等以上の性能を有することが確認できることが要件です。）……………「住宅エコポイント」と同様の考え方に基づいています。

補助対象者

- 自ら居住する新城市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に、新規に太陽熱高度利用システムを設置する方
- 市税を完納している方
- 下記期間内に工事が完了する方
- 補助金申請は、1世帯につき1回限り
（太陽光発電システムの対象者についても補助対象となります。）

補助金額

集熱器などの総面積（平方メートル：小数点以下第3位切捨て）×10,000円
（ただし、1,000円未満の端数は切捨て、50,000円を上限とします。）

予算額

新城市ホームページでご確認ください（交付決定状況をお知らせしています）

手続き方法

- 申請書提出期間（土曜日、日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除く。）

【前期受付期間】

平成23年4月～9月の間に設置工事完了予定の方を、4月1日（金曜日）から受け付けます。なお、申請者は完了日から起算して20日以内に実績報告書が提出できる方に限ります。

【後期受付期間】

平成23年10月～平成24年3月の間に設置工事完了予定の方を、10月3日（月曜日）から受け付けます。なお、申請者は完了日から起算して20日以内又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに実績報告書が提出できる方に限ります。

※申請前の工事着手は、認められませんのでご注意ください。

※申請は、前期受付・後期受付の予算の範囲内で先着順に受付を行いますが、予算範囲を超えた日に複数の申請があった場合については抽選を行います。

○申請の方法

※補助金交付要綱、交付事務取扱要領に基づいて、所定の様式で申請してください。

(1)補助金交付申請（工事着工前）

「交付申請書（様式第1）」に以下の書類を添えてご提出ください。

- ①工事請負契約書及び見積書等の写し（集熱部総面積の記載があること）
- ②システムの仕様が分かるパンフレット等
- ③システム設置住宅の位置図（住宅地図などのコピー）
- ④工事着工前の現況写真（建物全景、設置予定の屋根など）
- ⑤納税証明書（全税）（市税が賦課されていない者は市県民税非課税証明書）

なお、交付申請後に申請内容の変更やシステム設置を中止される場合は、計画変更等申請書（様式第3）をご提出ください。（軽微な変更の場合は提出前にご相談ください。）

(2)補助事業実績報告（工事完了後）

「実績報告書（様式第5）」に以下の書類を添えてご提出ください。

- ①システムの設置事業費に係る領収書及び内訳書の写し
- ②設置したシステムの保証書の写し（以下の記載が必要です）
 - ・設置者（申請者）の氏名および住所
 - ・システムのメーカー名
 - ・システム形式
 - ・集熱器および蓄熱槽の形式
- ③システムの設置状況が確認できる写真（住宅の全景カラー写真、集熱器、蓄熱槽、ポンプユニットなど）
- ④申請者本人の住民票（交付決定日以降で直近に発行されたもの）

なお、実績報告は工事完了日から20日以内または4月10日（後期受付期間の場合のみ）のいずれか早い日までにご提出ください。

(3)補助金の請求

「補助金確定通知書」を受けたときは、「請求書（様式第7）」をご提出ください。
なお、実績報告書と同時にご提出される場合は、日付・交付確定番号などは記入しないでください。

○その他

- ・補助金をご指定の口座に振り込みいたします。
- ・システムの設置後、必要に応じて運転状況に関するデータの提供やその他の地球温暖化防止に必要な市の取組に協力をお願いすることがあります。
- ・ご不明な点などがありましたら、環境課（0536-23-7677）へお問い合わせください。

